

第1章 計画の基本的事項



1 計画の背景と趣旨

我が国の平均寿命は、生活環境の向上や医学の進歩によってより高い水準を保っており、我が国は世界有数の長寿国となっています。

その一方で、近年は、食事や生活習慣の変化等により、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病や、高齢化による認知機能や身体機能の低下から起こる要介護者の増加、経済問題や人間関係を含めた深刻なストレスから引き起こされるところの問題等、健康課題が複雑化・多様化しています。

さらに令和元（2019）年度末から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、外出自粛等、日常生活を制限せざるを得ない状況が長く続きました。様々な制限は人との関わりや社会構造を変化させることとなり、心身の健康にも大きな影響を及ぼしています。

このような中、国は令和6（2024）年度から「健康日本21（第3次）」のもと、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性を持つ取組の推進を通じて、国民の健康増進の総合的な推進を図っています。また、食育の分野では、令和3（2021）年に策定した「第4次食育推進基本計画」のもと、国民の健全な食生活の実現、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のため、各主体の連携・協働を通じ、国民運動として食育が進められています。この他、自殺対策の分野では、令和4（2022）年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、コロナ禍の自殺の動向も踏まえ、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化が進められています。

兵庫県では、年齢を問わず誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とする「兵庫県健康づくりプラン（第3次）」を策定し、「県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現」に取り組んでいます。また、食育の推進が持続可能な社会の実現に向けた礎となる取組だという認識のもと、食の安全安心の推進も含め、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「食育推進計画（第4次）」を策定しました。この他、自殺対策の分野では、平成29（2017）年に「兵庫県自殺対策計画」が策定され、令和5（2023）年3月には新たな「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえた中間見直しが行われました。

播磨町では、国・県の動向を踏まえ、平成30（2018）年に「はりま健康プラン（第2次）後期計画」を策定し、健康増進、生活習慣の改善、健全な食生活や食の安全安心の実践に取り組んできました。

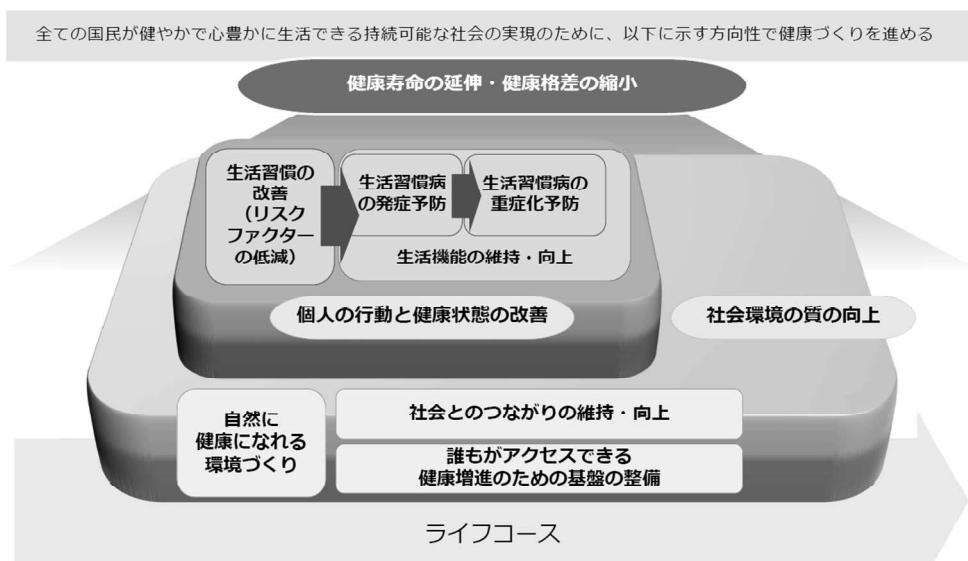
令和6（2024）年3月末に「はりま健康プラン（第2次）後期計画」の計画期間が終了することに伴い、播磨町の現状や計画の評価、国・県における健康増進、食育、こころの健康を取り巻く情勢の変化を踏まえ、新たな課題に対応していくため、健康増進、食育、こころの健康を一体的に推進していくべく、「第3次はりま健康プラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 健康づくりに関する国の政策

(1) 国の健康日本21(第3次)の概要

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性を持つ取組の推進を通じて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示しています。基本的な方向として、個人の行動と健康状態の改善、それらを促す社会環境の質の向上により、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を実現することとしており、播磨町においても、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目指し、健康づくりの取組を推進します。

■ 国の健康日本21(第3次)のイメージ図

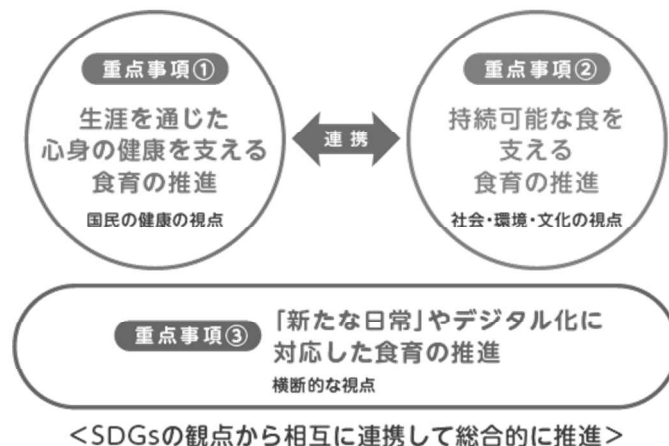


資料:令和4年11月24日 第47回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

(2) 国の食育推進基本計画(第4次)の概要

日本人の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、3つの重点事項を柱にした取組の方針を示しています。

■ 国の食育推進基本計画(第4次)のイメージ図



資料:食育推進基本計画(第4次)リーフレット

3 計画の位置づけ

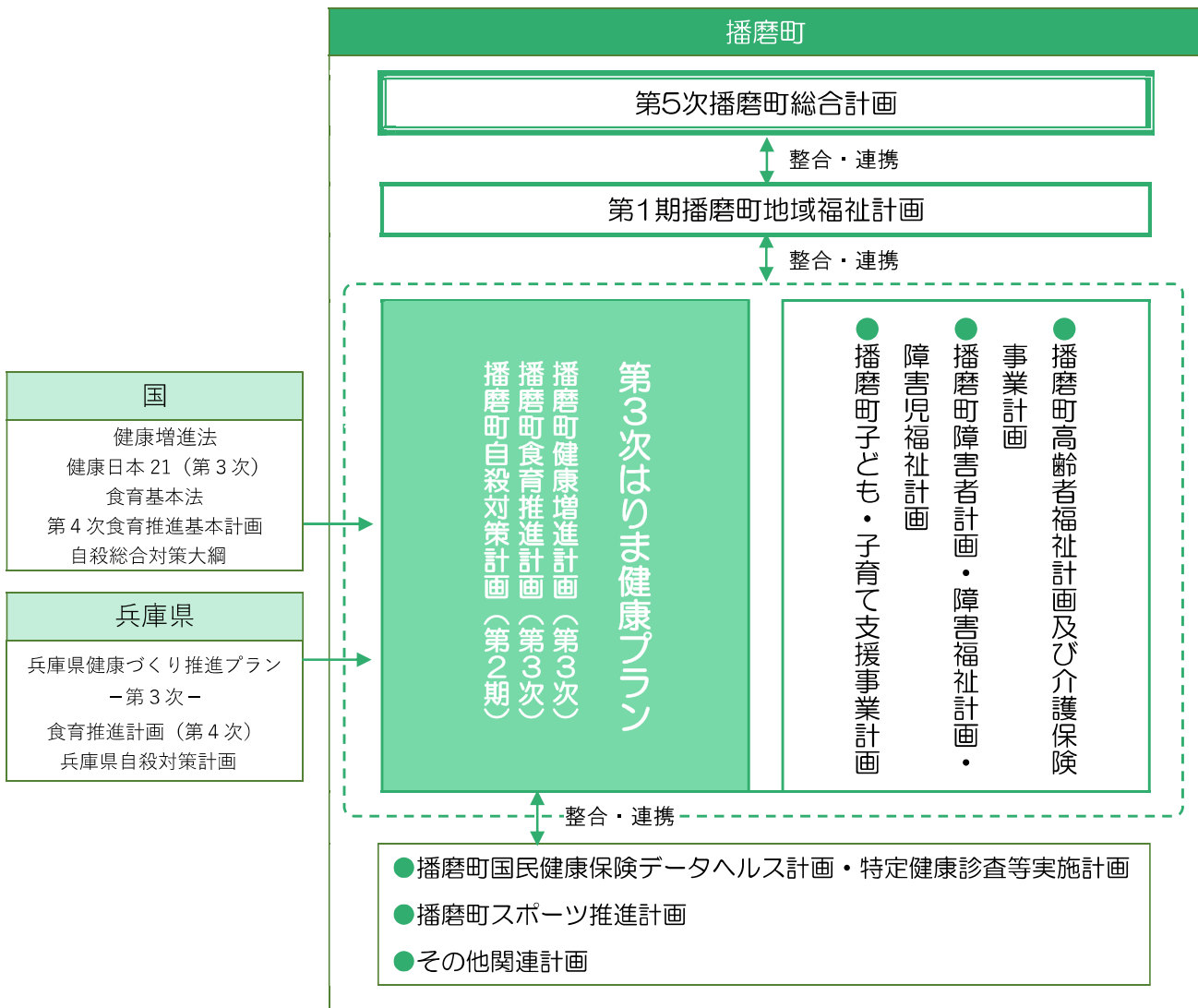
本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条の規定に基づく「市町村食育推進計画」及び自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけ、一体的に策定する計画です。

住民の健康増進・食育推進を図るための基本的な事項を示すととも播磨町における「健康づくりの指針」として、また、自殺対策の基本的な計画として策定し、住民の総合的な健康づくりを推進するものです。

本計画は国や兵庫県の方針・目標を勘案しつつ、「第5次播磨町総合計画」を上位計画とし、住民の健康づくり施策を推進する基本計画として位置づけます。

また、医療・保健・福祉分野をはじめとした、関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るものとします。

■ 計画の位置づけ



4 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

■ 計画の期間

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度
国	健康日本21（第3次）											
	第4次 食育推進基本計画											
	自殺総合対策大綱											
兵庫県	兵庫県健康づくり推進プラン —第3次—											
	食育推進計画（第4次）											
	兵庫県自殺対策計画 （中間見直し）											
播磨町	第5次播磨町総合計画											
	播磨町地域福祉計画（第1期）											
	第3次はりま健康プラン 播磨町健康増進計画、 播磨町食育推進計画、播磨町自殺対策計画						第4次はりま健康プラン 播磨町健康増進計画、 播磨町食育推進計画、播磨町自殺対策計画					

5 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会

本計画の策定に当たり、学識経験者、保健・医療、栄養、福祉、地域活動等の関係者で構成する「播磨町健康増進計画及び食育推進計画策定委員会」において、各領域の課題解決の方向性と今後の目標、取組についての検討を行いました。

また、自殺対策計画においては、学識経験者や地域活動団体の代表、医療や福祉、教育関係者によって構成される「播磨町自殺対策連絡協議会」において、専門的な見地や関連分野からの視点に基づいた意見交換を行いながら、計画案についての審議を行いました。

(2) 住民アンケート調査

住民の健康に対する意識や健康づくりの実践状況等について尋ね、計画策定の基礎資料として活用することを目的としたアンケート調査を実施しました。

■調査方法

		調査対象	対象者数	調査方法	調査期間
小学生		播磨町在住の小学5年生	351人	WEBによる回答方式	令和5年7月10日(月)～令和5年7月21日(金)
中学生・15～18歳対象調査	中学生	播磨町在住の中学2年生	335人	WEBによる回答方式	令和5年7月10日(月)～令和5年7月21日(金)
	15～18歳対象調査	播磨町内在住の15～18歳の町民	200人	郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはWEBによる回答方式	令和5年8月24日(木)～令和5年9月22日(金)
18歳以上対象調査		18歳以上の町民	1,220人	郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはWEBによる回答方式	令和5年8月17日(木)～令和5年9月14日(木)
人事・労務担当者対象調査		播磨町内企業の人事・労務担当者	54人	WEBによる回答方式	令和5年8月28日(月)～令和5年9月20日(水)

■回収結果

		配布数	有効回収数	有効回収率
小学生		351人	302人	86.0%
中学生・15～18歳対象調査	中学生	335人	314人	73.6%
	15～18歳対象調査	200人	80人	
18歳以上対象調査		1,220人	419人	34.3%
人事・労務担当者対象調査		54人	13人	24.1%

(3) 住民意見の聴収及び反映

本計画の策定に当たり、計画素案に対して住民から広く意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。

6 健康づくりの考え方

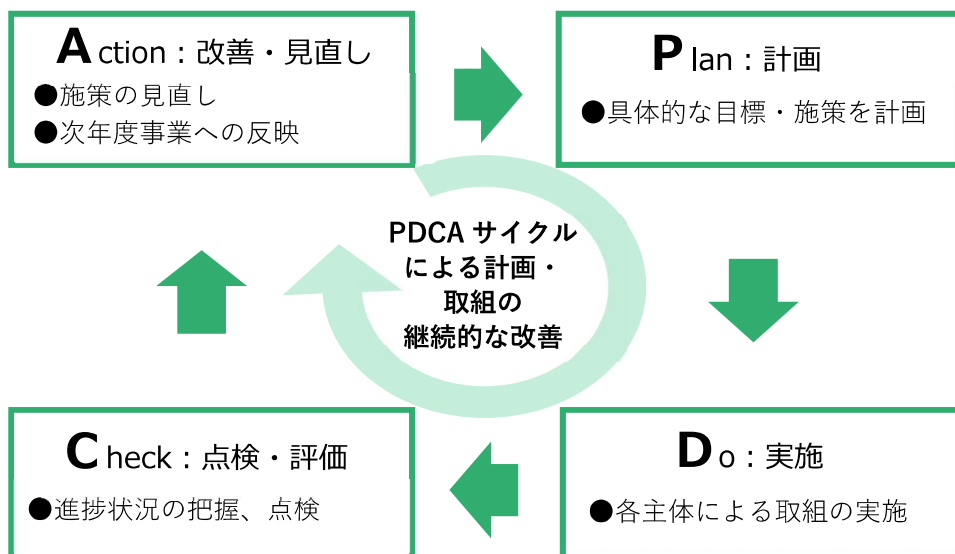
健康は、周りの環境に大きく影響されるものであるため、「健康づくり」をしやすくする環境をみんなでつくっていくことが大切です。

今後、健康づくりに対する意識を高めるため「みんなの知恵と力を合わせること」、そして「健康を支援する環境づくり」が重要です。個人の努力に加えて、それを支援する企業・団体・学校等の地域社会全体や地域住民の協力等、社会の力を合わせて健康なまちづくりを実現していきます。



7 計画の進捗管理

本計画をより実効性のあるものとしていくため、庁内関係課を含め計画の取組状況を確認し、年に1回開催している「播磨町保健対策推進協議会」にて、取組の進捗状況を点検・評価し、進行管理を計画的に行っていきます。



8 健康づくりと持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs (Sustainable Development Goals) では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、それを地域全体で支えることを目指す播磨町の健康づくりと一致するものです。

本計画においては、特に以下に掲げる SDGs の6つの目標を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、健康なまちづくりを推進します。



資料:国際連合広報センター

■本計画における取組とSDGsの対応



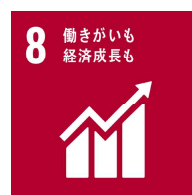
地域資源を活用して安全な食料の確保、栄養改善を実現するとともに、持続可能な農産物の促進に取り組みます。



すべての人が健康的な生活を確保できるよう、住民の健康状態の維持・向上に取り組みます。



各種講座や健康づくり・食育の取組等を通じて、人々の生きる力を育みます。



企業等との連携を通じ、誰もが安心し、働きがいを持てる労働環境づくりを促進します。



支え合いと助け合いによる健康づくりを通じ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。



行政、住民、保健・医療・福祉の各機関や関係団体等の協働で心身の健康づくりを推進します。